平成２４年（フ）第２００２号
北海道北広島市青葉町１丁目３番地11
債務者　関口　裕人
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊藤　佑揮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０４号
愛知県小牧市堀の内３丁目157番地
債務者　河方　　陽
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧　　薫子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３号
京都府舞鶴市倉梯町15番地の18
債務者　桐村千榮子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　行雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
愛媛県西予市三瓶町蔵貫3406番地２
債務者　二宮　　貢
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥島　直道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第３１６号
神奈川県横浜市港南区芹が谷３丁目15番８号
債務者　塚田　邦彦
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１７１４号
神奈川県藤沢市下土棚2438番地
債務者　桑山　勝史
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　純代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８号
長野県飯山市斑尾高原11492―196　ホテルサンパティック斑尾内、住民票上の住所・前住所長野県中野市西１丁目３番２号
債務者　山口よし江
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　龍口　基樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月10日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８５号
岐阜市金園町10丁目26番地７
債務者　岩山　修雅
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　敏夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６０号
長野市大字柳原1695番地１
債務者　山田　雅春
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板谷健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４７４号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ａ―511
債務者　渡邉　　潔
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４７５号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ａ―511
債務者　渡邉　君江
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内藤　貴幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
静岡市葵区上土２丁目８番１―409号、旧住所静岡市葵区川合３丁目30番10号
債務者　栗田　舜一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第８５号
香川県綾歌郡宇多津町456番地
債務者　近藤　勝則
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８７号
香川県丸亀市土器町東５丁目690番地　コーポサンフィールドＡ号
債務者　窪田　靖司
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８９号
香川県丸亀市土器町東３丁目８番地
債務者　落合　　智
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第２１号
香川県三豊市豊中町上高野1366番地
債務者　髙井　隆子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第１１３号
長崎県大村市荒平町1468番地、前住所長崎県大村市原口町605番地３　アメニティ原口202号室
債務者　永尾百香利
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係